

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項の規定により実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業をいう。）において骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を完了した者（以下「ドナー」という。）及びドナーが所属する事業所の事業主に対し、予算の範囲内において、吹田市骨髄バンクドナー助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、ドナーが骨髄等を提供しやすい環境を整え、もって骨髄等の移植及びドナー登録の推進に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を全て満たす者とする。

(1) ドナー

ア 骨髄バンクを介して骨髄等の提供が完了した者。

イ 骨髄等の採取が行われた日（以下「骨髄等提供日」という。）において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき吹田市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 前号の要件に該当するドナーが所属する事業所の事業主（以下「事業所の事業主」という。）

ア 前号の要件に該当するドナーが骨髄等を提供するために最初に通院した日から骨髄等の提供が完了した日までの間、引き続き当該ドナーを雇用する本市内に所在する事業所であること。ただし、当該ドナーが複数の事業所に勤務し、又は雇用されている場合は、当該ドナーが指定する1か所のみとする。

イ 国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人でないこと。

ウ 前号の要件に該当するドナーが第3条第1号に規定する通入院等のために請求した休暇を有給の特別休暇又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条に規定する年次有給休暇（以下「有給ドナー休暇等」という。）として付与していること。

エ 前号の要件に該当するドナーが個人事業主の事業所でないこと。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず対象者としない。

(1) 当該骨髄等の提供について他の地方公共団体等から助成金と趣旨を同じくする補助を受けている、又は受けようとする者。

(2) 市税の滞納がない者。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）

(4) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）

(5) 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) ドナー

7日を超えない範囲内でドナーが次のいずれかに係る通院、入院及び医師等との面談（骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係るものを除く。以下「通入院等」という。）に要した日数の合計（次号において「交付対象日数」という。）に2万円を乗じて得た額とし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。

ア 健康診断のための通入院等

イ 自己血貯血のための通入院等

ウ 骨髄等の採取のための通入院等

エ その他骨髄等の提供に関し、骨髄バンク又は骨髄バンクが認める医療機関が必要と認めるもの

(2) 事業所の事業主

前号のドナーの交付対象日数のうち、付与した有給ドナー休暇等の日数に1万円を乗じて得た額とし、1回の骨髄等の提供につき7万円を限度とする。

(交付申請及び申請期限)

第4条 助成金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(1) ドナー

ア 吹田市骨髄バンクドナー助成金交付申請書兼請求書（ドナー用）（様式第1号）

イ 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類

ウ 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供に係る通入院等を証する書類

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 事業所の事業主

ア 吹田市骨髄バンクドナー助成金交付申請書兼請求書（事業主用）（様式第2号）

イ 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類

ウ 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供に係る通入院等を証する書類

エ 雇用証明書兼有給ドナー休暇等付与証明書（様式第3号）

オ その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する提出方法については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 第1項各号に掲げる書類の提出期限は、骨髄等提供日から1年以内とする。

(助成金の交付決定及び助成金の交付)

第5条 市長は、申請内容を審査し、適当と認めるときは、吹田市骨髄バンクドナー助成金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

2 申請を受理した後に、申請内容を審査し不適当と認めるときは、吹田市骨髄バンクドナー助成金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第6条 助成金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、市長は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) その他市長が必要と認めた時。

2 助成金の交付決定を取り消したときは、取消しの理由を記載した吹田市骨髓バンクドナー助成金交付決定取消通知書(様式第6号)により、その者に通知するものとし、取消しに係る部分に関し既に助成金を交付しているときは、併せて、返還すべき額及び返還期限を通知する。

3 既に交付を受けた助成金の交付決定の全部又は一部を取り消された者は、指定された期限までに、その返還をしなければならない。

(調査)

第7条 市長は、助成金の交付を行うことの決定のための調査又は過去に交付した助成金に係る調査のために特に必要と認めるときは、取得している同意の範囲内で、関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは聴取を行うことができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、健康医療部長が定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年(2026年)10月1日から実施する。
- 2 この要領は、令和8年(2026年)4月1日以後の日に骨髓等の採取が行われた場合における当該採取のための通入院等について適用する。